

令和8年度

島根県会計年度任用職員採用試験受験案内

島根県労働委員会事務局
〒690-8501 松江市殿町8番地
TEL 0852-22-5450

島根県では、労働委員会事務局で勤務する会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2に規定する職員）を以下のとおり募集します。

■ 受付期間	令和8年2月12日（木）～令和8年2月20日（金） 受付時間は、午前8時30分～午後5時15分 （土日・祝日を除く） ※郵送による場合は、2月20日（金）必着
■ 試験日	令和8年2月28日（土）
■ 合格発表	令和8年3月3日（火）

1. 受験資格

- （1）パソコン操作ができること(Excel,Word)
- （2）次の各号のいずれかに該当する人は受験できません。
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - イ 島根県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
 - エ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするもの以外）

2. 勤務地、採用予定人数、職務内容、試験日時

勤務地：島根県労働委員会事務局

募集する種別：一般事務

採用予定人数：1名

職務内容：・経理事務
・庶務事務
・労働紛争調整事務補助

試験日時、内容：令和8年2月28日（土）

午前9時30分～10時30分 作文試験

午前10時45分～（※） 面接試験（個別面接）

※試験時間は個々によって異なります。受付締切後、受験票の試験時間欄に記入のうえ返送します。各自確認してください。

3. 試験会場、合格発表、試験結果の郵送

（1）試験会場

島根県職員会館 教養室4（作文試験）、特別教養室（面接試験）
（松江市内中原町52）

（2）合格発表

令和8年3月3日（火）

ホームページにて合格者の受験番号を掲示します。合格発表の日から1か月間掲示します。

受験番号は、受験票に記載のうえ返送しますが、試験当日に回収しますので、各自、受験番号を記録しておくなど合格者確認ができるようにしておいてください。

合格者に対しては、併せて発表当日に勤務意思確認のため電話連絡しますのでご承知ください。

(3) 試験結果の郵送

郵送を希望される方のみ送付します。

ご希望の方は、110円切手を貼付した定形（長形3号）の封筒1部を試験当日に持ってきてください。封筒の表面には、受験者本人の郵便番号、住所、氏名を記入してください。

4. 受験申込

(1) 提出書類

①**申込書（別紙様式）** 1部

顔写真は、申込日前6か月以内に撮影した、無帽、背景なしのものとしてください。

②**受験票（別紙様式）** 1部

必要事項を記入のうえ、85円切手が貼付してあるはがきの裏面に貼り付けること。表面には、受験者本人の郵便番号、住所、氏名を記入すること。なお、こちらから返送した受験票を、試験当日に持ってきてください。

(2) 書類提出先・問い合わせ先

〒690-8501 島根県松江市殿町8番地

島根県労働委員会事務局

電話番号 0852-22-5450

(3) 提出書類を、島根県労働委員会事務局に**直接持ち込むか郵送**により提出してください。郵送する場合は、封筒の表に「会計年度任用職員採用試験」と朱書き、**簡易書留郵便**にしてください。

(4) 受付は、土日・祝日を除き2月12日（木）から2月20日（金）までの午前8時30分から午後5時15分までです。

郵送による場合は、2月20日（金）必着のものに限り受け付けます。

*受験票は、申込みを受けた際すぐに交付はせず、受付締切後に返送します。試験日の前日になっても受験票が到着しない場合は、必ず島根県労働委員会事務局へお問い合わせください。

*申込書及び受験票の*欄を除く全ての欄にもれなく正確に記入してください。

5. 採用

この試験の合格者は、原則として令和8年4月1日から令和9年3月31日まで任用します。

令和8年4月1日から勤務できることが条件です。

なお、兼務（職）は原則可能ですが、希望にそえない場合があります。

また、採用後1月の間又は勤務日数が15日に達するまでは、条件付き採用期間となります。

※勤務実績等の評価により、公募によらない再度任用は連続4回を上限として行う場合があります。

6. 勤務条件等

(1) 報酬：基本報酬（令和7年12月1日現在を記載しています。）

報酬欄に上限額及び下限額が記載されている職種については、経歴に応じて報酬を決定します。

（一般業務の場合の例）

学歴	年齢	職務に有用な経歴（注）	報酬月額
高校卒	18歳	0年	155,700円（下限額）
	25歳	6年3月	184,500円（上限額）
大学卒	22歳	0年	174,500円
	24歳	2年	184,500円（上限額）

（注）最終学歴取得後の経歴を、その内容に応じて、5割～10割の換算率で職務に有用な経歴に換算します。

※通勤手当相当分の報酬は、通勤手段、勤務日数、距離等に基づいて規定により決定します。（支給要件を具備する場合のみ支給）

(2) 手当：規定に基づき支給要件を満たす場合に期末勤勉手当が支給されます。

(3) 勤務日：月16日以内で所属長が定めます。

(4) 勤務時間：午前8時30分から午後5時15分

(5) 福利：共済保険、厚生年金保険、雇用保険等（加入要件を満たす場合に加入します）

7. 試験結果の本人提供について

試験の結果については、個人情報の保護に関する法律第69条第2項第1号の規定に基づき、本人の申出により提供することができます。受験者本人（代理人は不可）が「顔写真付きの身分証明書」（注）をお持ちの上、下記場所で行ってください。（電話は不可）

申出できる者	内容	期間	場所
受験者本人 （棄権者を除く）	得点（科目別得点を含む）及び順位	合格発表の日から1月間	島根県労働委員会事務局

（注）「顔写真付きの身分証明書」の例：マイナンバーカード、運転免許証、学生証、旅券等

7. その他

- ・試験会場には、「受験票」を持ってきてください。
- ・作文試験の受験者は、HB若しくはBの鉛筆又はシャープペンシル及びプラスチック消しゴムを持ってきてください。
- ・受験に際しての提出書類は、島根県において責任を持って廃棄しますので、返却しません。
- ・受験に際して島根県が収集した個人情報は、採用試験以外には使用しません。
- ・不合格の場合も、内定者の辞退により繰り上げ採用となる場合があります。該当者については、その旨を通知します。